

鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不正又は不当な行為（以下「不正行為等」という。）を行った有資格者等に対し、入札参加制限又は資格停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 資格停止 入札規則第7条第3項に規定する入札参加資格の停止措置をいう。
- (2) 資格停止等 入札参加制限及び資格停止をいう。
- (3) 措置基準表 第4条に定める別表第1及び別表第2をいう。
- (4) 道路施設等管理業務等 別途告示で定める除雪業務、路面清掃業務、消雪施設又は融雪施設の保守点検業務及び植栽管理業務をいう。
- (5) 有資格者等 入札規則第6条第3項に定める有資格者及び道路施設等管理業務等の入札参加資格を付与されたものをいう。

(準用規定)

第3条 この要綱の規定により資格停止を行おうとするとき又は有資格者等が資格停止を受けたときの取扱いについては、入札規則第34条から第41条までの規定を準用するものとする。この場合において、入札規則中「入札参加制限」とあるのは、「資格停止」と読み替えるものとする。

(資格停止等)

第4条 知事は、有資格者等が別表第1（入札参加制限に係る不正行為等を対象として定めたものをいう。）又は別表第2（資格停止に係る不正行為等を対象として定めたものをいう。）の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったときは、それぞれ措置基準表の期間の欄に定める期間に基づき当該不正行為等の内容を勘案して知事が決定する期間の間、当該有資格者等を建設工事等及び道路施設等管理業務等のいずれの入札にも参加させないものとする。

(資格停止等の期間の特例)

第5条 有資格者等が行った不正行為等が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等に2つ以上該当する場合における資格停止等の期間の決定については、それぞれ措置基準表の期間の欄に定める期間を勘案して行うものとする。

2 有資格者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における、措置基準表の期間の欄に定める期間の最短期間は、当該最短期間に2を乗じて得た期間（36月を限度とする。）とする。

- (1) 資格停止等の期間満了後1年を経過するまでの間に、新たに措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、別表第1の措置要件の欄に掲げる不正行為等（第2号から第5号までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）に係る資格停止等の期間満了後3年を経過するまでの間に、新たに別表第1の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったとき。

3 知事は、有資格者等に資格停止等を行う場合において、当該有資格者等に情状酌量すべき特別の事由があるため当該資格停止等に係る措置基準表の期間の欄に定める期間の最短期間を当該資格停止等の期間とすることに不都合があるときは、当該最短期間を2分の1まで短縮して資格停止等を行うことができる。前2項及び次条第1号の規定により資格停止等の期間を特例として変更した場合においても、当該変更した後の最短期間を更に2分の1（同号に該当する場合にあっては、別表第1の第2号又は第5号の期間の欄に定める期間の最短期間を限度とする。）まで短縮して資格停止等を行うことができるものとする。

4 知事は、有資格者等に資格停止等を行う場合において、当該有資格者等に極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため当該資格停止等に係る措置基準表の期間の欄に定める期間の最長期間を当該資格停止等の期間とすることに不都合があるときは、当該最長期間に2を乗じて得た期間（36月を限度する。）まで延長して資格停止等を行うことができる。第1項の規定により資格停止等の期間を特例として変更した場合においても、同様とする。

5 資格停止等の期間中に当該資格停止等を受けた有資格者等が新たに措置基準表の措置要件の欄に該当する不正行為等を行った場合については、新たに行う資格停止等の期間に、既に行っている資格停止等の残余期間を加算することができる。この場合において、新たに行う加算後の資格停止等の期間は、36月を超えてはならない。

（独占禁止法違反等の不正行為等に対する特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、有資格者等に資格停止等を行う場合において当該有資格者等が次の表の左欄又は中欄に掲げる場合に該当することとなったとき（同条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ同表の右欄に定める期間を資格停止等の最短期間として資格停止等を行うものとする。

(1) 県の職員が談合情報 (鳥取県談合情報対応マ ニュアル（平成15年2 月10日付総第824号 鳥取県総務部長通知）第 2の1に規定するものを いう。）を入手した場合 又は談合（刑法（明治 40年法律第45号）第 96条の3第2項に規定	ア 有資格者等である個人若し くは法人の代表権を有する役 員（代表権を有すると認める べき肩書を付した役員を含 む。以下これらを「代表役員 等」という。）又は有資格者 等の役員若しくは営業所（請 負契約を締結する権限を有す る事務所に限る。）を代表す る者で代表役員等以外のもの	36月
---	--	-----

<p>するものをいう。以下同じ。) があると疑うに足りる事実を確認した場合で有資格者等から談合を行っていない旨の誓約書を徴収したときにおいて、当該有資格者等が別表第1の第4号若しくは第5号に掲げる不正行為等を新たに行ったとき、又は当該誓約書に係る不正行為等を行っていた事実が明らかとなつたとき。</p>	<p>(以下これらを「一般役員等」という。) の関与が明らかである場合</p>	
<p>(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による各省各庁の長等の調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があった場合において、有資格者等が当該関与行為に關係して別表第1の措置要件の欄の第4号に掲げる不正行為等を行ったとき（第1号に該当することとなつた場合を除く。）。</p>	<p>イ ア以外の場合</p>	<p>別表第1の措置要件の欄の第4号又は第5号に掲げる不正行為等ごとに同表の期間の欄の最短期間に1.5を乗じて得た期間</p>
<p>(3) 県又は他の公共団体の職員が公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は談合の容疑により逮捕され、又は公訴を提起された場合において、有資格者等が当該職員の容疑に関して別表第1の措置要件の欄の第5号に掲げる不正行為等を行ったとき（第1号に該当することとなつた場合を除く。）。</p>		<p>別表第1の措置要件の欄の第4号又は第5号に掲げる不正行為等ごとに同表の期間の欄の最短期間に1月を加算した期間</p>

(不正行為等の報告)

第7条 各部局等の長（県土整備部長を除く。以下同じ。）、各地方機関の長又は県土整備部内の各課長は、有資格者等が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったときは、直ちに不正行為等報告書（様式第1号）により、県土整備部長に報告するものとする。

(事前審査案件の定義等)

第7条の2 入札規則第34条の2（第3条で準用する場合を含む。）に規定する事前審査案件は、原則として別表第1及び別表第2の事前審査案件の欄に○印を付したものに係る同表の措置要件の欄に掲げる不正行為等とする。

(審議会による事前審査の対象)

第7条の3 入札規則第34条の5（第3条で準用する場合を含む。）に規定する審議会の意見を聴く案件（以下「事前審議会案件」という。）は、次に掲げるものとする。

（1） 資格停止等の実施又はその期間に対し異議がある旨の異議申出書が提出されたにもかかわらず、その異議申出を棄却しようとするもの

（2） 前号に掲げるもののほか、県土整備部長が審議会に意見を聴く必要があると認めるもの

2 県土整備部長は、前項の規定により事前審議会案件とするときは、当該事前審議会案件を所管する各部局長等の長、各地方機関の長又は県土整備部内の各課長に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(資格停止等の決定)

第8条 知事は、資格停止等を行おうとするときは、鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成22年3月30日付第200900207123号県土整備部長通知）に定めるところにより設置する資格審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上で、その決定を行うものとする。資格停止等の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、必要があると認めるときは当該資格停止等に関係する課室の職員等を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 知事は、別表第2の措置要件の欄の第7号に掲げる不正行為等に係る資格停止等を行おうとするときは、第1項の規定による委員会の意見聴取のほか、あらかじめ鳥取県警察本部長の意見を聴かなければならない。

4 県土整備部長は、第7条の規定により不正行為等報告書の提出を受けたものについて委員会の意見を聴いたときは、その内容を直ちに当該報告を行った者に通知するものとする。

(資格停止等の通知等)

第9条 県土整備部長は、知事が入札規則第39条第1項又は第2項（第3条で準用する場合を含む。）の規定に基づく通知を行ったときは、その旨を各部局等の長、地方機関の長、県土整備部内の各課長等に対し様式第2号により通知するものとする。

(資格停止等の適用除外)

第10条 知事は、入札規則第35条第1項ただし書に規定する知事がやむを得ないと認める建設工事等は、次に掲げるものとする。

（1） 災害復旧、適期施工等のため速やかに建設工事等を発注する必要があると認められるとき。

（2） 建設工事等の内容からみてその者でないと適切な施工又は履行が困難ないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定による資格停止等の特例措置を行ったときは、資格停止等変更通知書（様式第3号）により当該有資格者等に対し通知するとともに、各部局等の長、

地方機関の長、県土整備部内の各課長等に通知するものとする。

(資格停止等の期間の始期)

第11条 資格停止等の期間の始期は、入札規則第39条第1項又は第2項の規定（第3条で準用する場合を含む。）による資格停止等の通知の日の翌日からとするものとする。

(不服申出に係る審議会案件の定義)

第12条 入札規則第41条第2項（第3条で準用する場合を含む。）に規定する審議会案件は、措置基準表の審議会案件の欄に○印を付したものに係る措置要件の欄に掲げる不正行為等とする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条の3第1項の規定により、事前審議会案件として、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で資格停止等の決定を行ったものについては、審議会案件の対象外とする。ただし、審議会の意見聴取後に新たな事実が発見されたこと等により、県土整備部長が審議会案件とすることが適當と認めたものは、この限りでない。

(資格停止等の期間の繰越適用)

第13条 資格停止等の期間が当該資格停止等に係る入札参加資格（以下この条において「旧参加資格」という。）の有効期間を超える場合において、当該資格停止等を受けた有資格者等が引き続き県の入札参加資格（以下この条において「新参加資格」という。）を得たときは、新参加資格の効力が発生する日から起算して旧参加資格の有効期間を超える資格停止等の期間の日数に相当する日数の間を引き続き資格停止等の期間とみなすものとする。この場合において、入札規則第6条第2項及び道路施設等管理業務等で別途告示で定める規定により新参加資格を付与する旨の通知を行うときは、併せて当該通知にその旨を記載するものとする。

(既に契約を締結している有資格者等に係る資格停止等の例外)

第14条 資格停止等を行う際、現に当該資格停止等を行う有資格者等と建設工事等の契約を締結している場合は、当該有資格者等を引き続き当該契約の相手方とすることができます。

(資格停止等の引継)

第15条 資格停止等の期間中に当該資格停止等を受けた有資格者等が第三者の有資格者等と企業合併した場合又は営業譲渡等により第三者の有資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該資格停止等を受けた有資格者等に係る資格停止等の効果は、業務を引き継いだ第三者の有資格者等に継承させるものとする。

(資格停止等に至らない事由に関する措置)

第16条 知事は、有資格者等が行った不適切な行為が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等に該当しない場合において、特に必要があると認めるときは、当該不適切な行為を行った有資格者等に対し、書面により警告を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降に不正行為等又は不適切な行為を行った者に対し適用する。
- 2 鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止要綱は、平成20年4月30日限り廃止する。
- 3 平成20年4月30日以前に不正行為等又は不適切な行為を行った者に対しては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行し、施行の日以後に第7条に定める不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものに対し適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成21年6月30日から施行する。

(適用)

2 改正後の鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定は、施行の日以後に同要綱第7条に定める不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについて適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成21年8月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定は、施行の日以後に同要綱第7条に定める不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについて適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定は、施行の日以後に同要綱第7条に定める不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについて適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成25年9月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月18日から施行する。

別表第1 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当するもの

措置要件	期間	事前審査案件	審議会案件
第1号に該当するもの (故意による粗雑工事) 1 故意により建設工事等又は道路施設等管理業務等を粗雑に施工し、又は履行したと認められるとき。	3月以上12月以内	○	○
第2号に該当するもの (贈 賄) 2 次のア、イ又はウに掲げる者が公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの (以下「使用人」という。) 3 有資格者等が贈賄を行った事実は明確であるが、贈賄罪について、公訴時効が成立しているとき。 (独占禁止法違反行為) 4 建設工事等、道路施設等管理業務等及び建設工事等以外の建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び当該建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務(以下この表及び別表第2において「一般工事等」という。)に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約又は委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。(5に掲げる場合を除く) (公契約関係競売等妨害又は談合) 5 有資格者等である個人、有資格者等の役員又はその使用人が建設工事等、道路施設等管理業務等及び一般工事等に関する刑法第96条の6第1項(公契約関係競売等妨害)若しくは第2項(談合)の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	12月以上36月以内 9月以上36月以内 6月以上36月以内 6月以上36月以内 12月以上36月以内	○ ○	○ ○
	12月以上36月以内		

措置要件	期間	事前審査会案件	審議会案件
第3号に該当するもの (契約の妨害) 6 建設工事等又は道路施設等管理業務等の契約に当たり、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	1月以上 12月以内		<input type="radio"/>
(契約の不締結) 7 建設工事等又は道路施設等管理業務等の契約に当たり、落札者が正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	1月以上 12月以内		<input type="radio"/>
第4号に該当するもの (監督又は検査の妨害) 8 建設工事等又は道路施設等管理業務等の監督、検査若しくは施工又は履行に關し、本県職員の職務の執行を妨げたとき。	1月以上 12月以内		<input type="radio"/>
第5号に該当するもの (契約違反) 9 建設工事等又は道路施設等管理業務等の施工又は履行に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約又は道路施設等管理業務等の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2週間以上 4月以内	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

別表第2 地方自治法施行令第167条の5第1項の資格要件に該当するもの

措置要件	期間	事前審査案件	審議会案件
(虚偽記載等) 1 建設工事等の請負契約又は道路施設等管理業務等の委託契約（以下この表において「請負契約等」という。）に係る一般競争又は指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、又は必要な報告を行わず請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上6月以内		○
2 建設工事等又は道路施設等管理業務等の施工又は履行に当たり、発注者に虚偽の報告をする等、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2週間以上4月以内	○	○
(粗雑工事) 3 建設工事等又は道路施設等管理業務等を粗雑に施工し、又は履行したと認められるとき。（別表第1の1「故意による粗雑工事」のときを除く。） 4 県内において一般工事等を粗雑に施工し、又は履行したとき。（かしが重大であると認められるときに限る。）	1月以上12月以内	○	○
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 建設工事等、道路施設等管理業務等又は県内における一般工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内		○
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 6 建設工事等、道路施設等管理業務等又は県内における一般工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者等に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上6月以内		○

措置要件	期間	事前審査案件	審議会案件
(暴力団との関係) 7 有資格者等（その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者（以下「経営幹部」という。）を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であることを知りながら、当該暴力団員について次に掲げる行為を行ったとき。 (ア) 暴力団員を経営幹部とすること。 (イ) 暴力団員を雇用すること。 (ウ) 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。 (エ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。 (オ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。 (カ) 建設工事等において、暴力団員から不当介入を受けながら県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。 (キ) 暴力団又は暴力団員であること又は(ア)から(オ)までのいずれかに該当する行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請けをさせること。	1 2月以上3 6月以内 6月以上3 6月以内 4月以上3 6月以内 6月以上3 6月以内 2月以上3 6月以内 1月以上6月以内 1月以上3 6月以内		○
(不当行為) 8 有資格者が、暴力行為等不当行為を行い社会的信用を失墜させたとき。	2週間以上3月以内		○
(建設業法による処分) 9 建設業法に基づく次の処分を受けたとき。 ア 同法第28条第3項の規定による営業停止処分 イ 同法第28条第1項の規定による指示処分	1月以上12月以内 1月以上6月以内		
(法令違反) 10 有資格者が、建設工事等、道路施設等管理業務等又は一般工事等の施工又は履行に関し、公訴の提起や行政処分を受ける等、法令に違反したことが認められるとき。	1月以上6月以内		○
(役員の法令違反) 11 別表第1及び1から9までに掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内		○

措置要件	期間	事前審査案件	審議会案件
(資格停止等期間中の有資格者の使用) 12 資格停止等の期間中の有資格者等を下請負人として使用したとき、又は不正行為等を行った者を建設工事等又は道路施設等管理業務等の契約の履行に当たり代理人、支配人又は下請負人として従事させたとき。 (現場体制での違反) 13 烏取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知）4に規定する詳細調査で違反事実が確認されたとき、同要領第5（5）に規定する再度の文書指導が行われたとき又は鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領（平成21年6月3日付第200800165845号鳥取県県土整備部長通知）第7条第4項第2号に規定する文書指導が行われたとき。	1月以上6月以内 2週間以上2月以内		
(度重なる警告) 14 第16条の規定による警告を2年間に2回以上受け、建設工事等又は道路施設等管理業務等の相手方として不適当と認められるとき。	2週間以上2月以内		
(供応接待等) 15 有資格者等である個人、有資格者等の役員又はその使用人が県の職員（有資格者と職務上利害関係を有する者に限る）に対して社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を行ったとき。（別表1第2及び第3に掲げる場合を除く）	<u>1月以上3月以内</u>		
(その他) 16 別表第1及び1から15までに掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。	その都度決定		

(様式第1号)

不正行為等報告書

第

号

県土整備部長様

このことについて、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

主管部長、地方機関の長、県土整備部の各課長

記

不正行為等事項	不正行為等の概要			
	該当基準	要綱	条	別表
	関係工事名等		請負金額	
	発注者		工期	
	発生年月日		発生場所	
関係業者等	元請	商号又は名称		代表者氏名
	所在地			
	参加資格有無		格付等級	
設業者等	下請	商号又は名称		代表者氏名
	所在地			
	参加資格有無		格付等級	

(不正行為等の内容)

(注) 1 新聞情報、その他参考資料添付

2 資格停止等の基準項目により適宜本様式に準じて作成してよいこと。

(様式第2号)

第 号
平成 年 月 日

主管部長、地方機関の長、県土整備部の各課長 様

鳥取県県土整備部長

資格停止等の決定について（通知）

このことについて、下記のとおり入札参加制限（資格停止）されましたので御承知ください。

（担当：県土総務課建設業担当 電話0857-26-7347・7454）

記

業者名	本社所在地	指名停止期間

（理由）

(様式第3号)

資 格 停 止 等 変 更 通 知 書

第 号

業 者 名 様

平成 年 月 日付 第 号で通知した入札参加制限（資格停止）について、下記工事等の契約についてのみ、これを承認します。

平成 年 月 日

鳥 取 県 知 事 ○ ○ ○ ○

記

1 工 事 名

2 工事場所